

生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から平成23年度財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年5月8日

生駒市監査委員 藤本 勝美
生駒市監査委員 井上 圭吾
生駒市監査委員 中谷 尚敬

記

措置結果通知日 平成24年3月27日

監査の対象(課、施設)	スポーツ振興課 (一財)生駒市体育協会
指摘事項等	措置内容
1 指定管理料について ・手数料を明確化すること	1 平成24年度の年度協定書に手数料率を明確にして記載予定である。
2 運営状況について ・施設使用料にかかる減免及び還付規定を制定すること	2 平成24年3月16日付けで減免及び還付の要綱を策定した。
3 年度事業報告書について ・年度事業報告書の提出すること	3 平成23年12月27日付で(一財)生駒市体育協会から年度事業報告書の提出があった。
4 備品の管理等について ・備品台帳を整理すること ・棚卸資産を計上すること	4 平成24年2月に備品台帳を整理済。棚卸資産の計上は4月上旬に(一財)生駒市体育協会にて実施予定である。